

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	二宮町 障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>二宮町は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。 <p>番号法の別表第二に基づいて、二宮町は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	身体障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 障害者総合支援システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)

2. 特定個人情報ファイル名

障害者総合支援受給者ファイル
宛名情報ファイル
精神障害者手帳情報ファイル
指導記録ファイル
身体障害者手帳情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第7項、第8項、第11項、第12項、第14項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第60条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第10項、第11項、第12項、第20項、第25項、第53項、第108項、第109項、第110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>■情報提供の根拠(※) 番号法第19条8号、別表第二 第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</p> <p>※情報提供は都道府県から委譲されている場合のみ実施する</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉保険課
②所属長の役職名	福祉保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 福祉課	① 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 福祉課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 福祉課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	② 黒石 俊彦	② 福祉保険課長	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	身体障害者福祉システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 障害者総合支援システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が障害者総合支援審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)障害児童福祉ファイル (2)障害者福祉サービス (3)自立支援給付ファイル (4)特定障害者手当等ファイル	障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル 精神障害者手帳情報ファイル 指導記録ファイル 身体障害者手帳情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	3. 個人個人番号の利用法令場の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号 ・別表第一省令第12条第1号、第2号 ・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号 ・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第7項、第8項、第11項、第12項、第14項、第34項、第84項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第60条	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	全文	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第10項、第11項、第12項、第20項、第25項、第53項、第108項、第109項、第110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠(※) 番号法第19条7号、別表第二 第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 ※情報提供は都道府県から委譲されている場合のみ実施する	事後	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第10項、第11項、第12項、第20項、第25項、第53項、第108項、第109項、第110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠(※) 番号法第19条7号、別表第二 第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 ※情報提供は都道府県から委譲されている場合のみ実施する	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第10項、第11項、第12項、第20項、第25項、第53項、第108項、第109項、第110項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第9条、第10条、第10条の2、第14条、第18条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 ■情報提供の根拠(※) 番号法第19条8号、別表第二 第8、11、16、20、26、28、31、53、54、56、57、87、108、116項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第21条、第22条、第27条、第28条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 ※情報提供は都道府県から委譲されている場合のみ実施する	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	